# 平成27年 第4回 定例会

# 田原本町議会会議録目次

$\bigcirc 1$	2月	9 目	(第3	日)

開議(生	午前10	時 0 0 分)3 - 3	
委員長報	報告(報	第16号より議第52号までの9議案について)3-3	
質	疑	3 – 9	
討 請	淪	······································	
採	央		
報第	16号	平成27年度田原本町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報金	告
		(原案承認)	О
議第	4 5 号	平成27年度田原本町一般会計補正予算(第4号)	
		(原案可決)	1
議第	4 6 号	平成27年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
		(原案可決)3 – 1	1
議第	47号	平成27年度田原本町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
		(原案可決)	1
議第	4 8 号	田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用	等
		に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関	す
		る条例(原案可決) 3-1	1
議第	49号	田原本町税条例の一部を改正する条例(原案可決)3-1	1
議第	5 0 号	田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
		(原案可決)	2
議第	5 1 号	田原本町介護保険条例の一部を改正する条例(原案可決)…3-1	2
議第	5 2 号	田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	
		(原案可決)	2
閉会中の	の継続審	査について3-1	2
議長閉会	会挨拶…	······································	3
町長職績	<b></b>	閉会挨拶	3
閉수 (4	午前10	時3.5分)3-1	4

#### 平成27年 第4回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成27年12月9日 午前10時00分 開議 於田原本町議会議場

- 1, 出席議員(13名)
  - 1番 阪 東 吉三郎 君
  - 3番 安 田 喜代一 君
  - 5番 古 立 憲 昭 君
  - 7番 竹 邑 利 文 君
  - 9番 吉 田 容 工 君
  - 11番 松 本 美也子 君
  - 13番 吉 川 博 一 君

- 2番 森 井 基 容 君
- 4番 森 良子君
- 6番 西川 六 男 君
- 8番 辻 一 夫 君
- 10番 植 田 昌 孝 君
- 12番 小 走 善 秀 君
- 14番 欠 員
- 1, 欠 席 議 員 (0名)
- 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長藤原庸雅君議事係長森惠啓仁君

1,地方自治法第121条の規定により出席した者

町長職務代理者 石本孝男君総務部長 持田尚顕君

総務部参事 北口尚吾君 住民福祉部長 寺田元昭君

産業建設部長 森 博 康 君 上下水道部長 岡 努 君

秘書広報課長 岡本達史君 監査委員 井上喜一君

教育委員長 田部井 紀美子 君 教 育 長 片 倉 照 彦 君教 育 部 長 竹 島 基 量 君 会計管理者 奥 山 佳 延 君 選挙管理委員会 北 田 喜 史 君 農業委員会 山 内 章 司 君 事 務 局 長

平成27年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月9日(水曜日)

- ○開 議(午前10時)
- ○委員長報告(報第16号より議第52号までの9議案について)
- ○質 疑
- ○討 論
- ○採 決
- ○閉会中の継続審査について
- ○議長閉会挨拶
- ○町長職務代理者閉会挨拶
- ○閉 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 午前10時00分 開議

○議長(辻 一夫君) ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。 よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

初めに、12月5日に寺田町長が酒気帯び運転による事故で逮捕されましたことで、多くの皆様にご迷惑をおかけいたしましたことは極めて遺憾でございます。今、社会全体で飲酒運転根絶に取り組んでいる中、町長という職責にある者が、このような不祥事を起こしたことは、社会、町政に与える影響は非常に大きく、町民の信頼を大きく失墜させるものでございます。

このことは今定例会の会期中のことであり、提出されている議案について議決が遅れることで、行政の運営、住民の皆様の生活支障が生じないことを最優先に配慮し、会期どおり会議を行うことといたしましたこと、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日付けで寺田町長より、地方自治法第145条に基づき12月31日付けでの退職の申し出がありましたこと、また、本日付けで職務代理者が設置され、 石本副町長がその職務に当たられますことをあわせてご報告させていただきます。 暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○議長(辻 一夫君) 再開いたします。

日程に入ります。

委員長報告(報第16号より議第52号までの9議案について)

○議長(辻 一夫君) 去る3日の本会議において一括上程されました報第16号、 平成27年度田原本町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告より、議第5 2号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての9議 案については、各所管の常任委員会及び特別委員会に各々付託されておりますので、 この際一括議題といたします。 それでは、ただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。

総務文教委員会委員長、9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) それでは議長のご指名によりまして、総務文教委員会を代表 いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成27年田原本町議会第4回定例会におきまして、総務文教委員会に付託されました議案につき、去る12月7日午前10時過ぎより委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第48号、田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、町民の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、社会保障・税・災害対策の分野において個人番号の利用が必要となる事務について、法律で定める範囲を超えて独自に個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行うことができるように、番号法第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、町の責務、個人番号の利用範囲、特定個人情報の提供など必要な事項を条例で定められるものであり、当委員会は全員賛成で原案のとおり了承いたしました。

次に、議第49号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年度の国の税制改正による所要の改正のうち、平成27年3月31日付けで専 決処分をされたものを除き、平成28年以降に施行になる部分について今回改正されるものであります。

主な改正内容は、町税の納税者や家族が災害や盗難に遭ったり、病気や負傷したとき、事業を廃止した場合等で一括納付が困難なときの徴収猶予制度や、申請により可能となった差押え物件の換価の猶予制度について、申請内容や添付書類等について条例で定められ、たばこ税の紙巻たばこ3級品の軽減税率を現在の1,000本当たり2,495円から平成28年4月1日に2,925円、平成29年4月1日に3,355円、平成30年4月1日に4,000円、平成31年4月1日より通常の5,262円に統合され、同時に税率引上げ時に小売店で5,000本以上

保有している場合に、引上げ税率の差額分を申告納税してもらう「手持品課税」を 実施され、また平成28年1月1日からの「番号法」の施行に伴い、町税の申請書 類に個人番号及び法人番号を追加され、町税の減免について申請期限を納期限前7 日から納期限までに延長されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承 いたしました。

次に、議第52号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行され、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、関連する諸政令について所定の規定整備が行われたことを受け、所要の改正を行われるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

なお、議第48号及び議第49号の採決の前に、私個人としましては、社会保障 ・税共通番号制度については大変問題がある制度ということで、本会議で反対する 旨を伝えた上で採決いたしましたことを報告いたします。

また、その他の案件として、本町の職員給与の改定は、通常12月議会で上程されておりましたが、準拠する国の法律が来年の通常国会で審議されることになりましたので、条例改正等につきましては、平成28年3月の第1回定例会、あるいは専決処分により対応したい旨の報告を受けたものであります。

次に、教育総務課長より平成25年第4回定例会で採択した「中学校給食の早期 実施を求める請願」の処理経過に関して、「田原本町中学校給食検討委員会」を設 置し、中学校給食の実施に係る課題等に関して諮問を行い、これまでに4回の会議 を開催し、実施方式や学校での運営方法が検討され、今年度中に検討委員会から答 申書が出される旨の報告を受けたものであります。

なお、当委員会は、「幼・小・中の建替計画」と「幼稚園の耐震補強計画」をでき次第提出すること、及び中学校給食の早期実施を委員会として求めたものであります。

以上、当委員会に付託されました議案及びその他の案件につきましてご報告申し 上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(辻 一夫君) 厚生建設委員会委員長、5番、古立議員。

(5番 古立憲昭君 登壇)

○5番(古立憲昭君) 議長のご指名によりまして、厚生建設委員会を代表いたしま して委員長報告を申し上げます。

平成27年田原本町議会第4回定例会におきまして、厚生建設委員会に付託されました議案につき、去る12月7日午後1時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報第16号、平成27年度田原本町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告につきましては、250万円の増額で、予算総額134億1,062万8,000円となります。

補正の内容といたしましては、歳出、第6款商工費、第1項商工費、第2目商工 振興対策費、250万円の増額は、観光ステーション磯城の里の移転に係る商工会 への補助金であり、補正財源につきましては全額繰越金であります。

改修工事及び移転時期の関係で、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年11月5日付けで専決処分されたものであり、当委員会は全員賛成で原案 どおり了承いたしました。

次に、議第45号、平成27年度田原本町一般会計補正予算(第4号)につきましては、補正予算額は7,941万5,000円の増額で、予算総額134億9,004万3,000円となります。

補正の内容につきましては、歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害福祉費、6,671万円の増額は、実績に基づく障害者自立支援介護・訓練等給付費及び障害児通所給付費の増額、精算に伴う国庫支出金の返納金、及び社会福祉法人なら桜桃会が共同生活援助施設を新設、また特定非営利活動法人団栗会が現在のどんぐりの家の老朽化に伴い移設されることによる社会福祉施設等整備費補助金であります。

次に、第6目高齢福祉費、430万5,000円の増額は、既存の有料老人ホームのスプリンクラー設置事業に対する補助金であります。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費、第5目農業経営基盤強化促進事業費、 840万円の増額は、地域の中心となる経営体が融資を活用して農産物の生産施設 を設置する際、経費の一部を助成される「経営体育成支援事業」340万円及び農 地の集積・集約化に協力し、農地中間管理機構に対して農地を貸し付けた耕作者を 支援される「耕作者集積協力金」500万円であります。

なお、補正財源につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰越金であり、当委 員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第46号、平成27年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正予算額は2,065万円の増額で、予算総額は39億3,903万7,000円となります。

補正の内容につきましては、歳出、第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加 算金、第5目国庫支出金返納金、2,065万円の増額は、平成26年度の療養給 付費等負担金の精算による返納金であります。

なお、補正財源につきましては、繰越金であり、当委員会は全員賛成で原案どお り了承いたしました。

次に、議第47号、平成27年度田原本町介護保険特別会計補正予算(第1号) につきましては、補正予算額は912万4,000円の増額で、予算総額は24億 8,587万4,000円となります。

補正の内容につきましては、介護給付費等の精算に伴う国庫支出金等の返納金及 び追加交付金であります。

なお、補正財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金並びに 繰越金であり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、議第50号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、町税の減免申請期限が改正されることにあわせ、国民健康保険税についても「納期限前7日」から「納期限」に改められるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、減免申請書の記載事項に個人番号を加えるため改正されるものであり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、議第51号、田原本町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、 保険料の減免申請書等に特定の個人を識別するための個人番号を記入するため改正 されるものであり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、付託案件外でございますが、理事者側から新型インフルエンザ等対策特別

措置法に基づき、本年10月に田原本町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定されたとの報告を受けたものであります。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

- ○議長(辻 一夫君) 唐古鍵遺跡整備検討特別委員会委員長、11番、松本議員。 (11番 松本美也子君 登壇)
- ○11番(松本美也子君) 議長のご指名によりまして、唐古鍵遺跡整備検討特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成27年田原本町議会第4回定例会におきまして、去る12月8日午前10時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、審査をいたしました経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、経過報告につきまして、体験・学習ゾーンの第1期公園整備工事を10月 30日に完了した旨の報告を受けたものであります。

次に、完了した第1期公園整備工事の部分をコナラ、クヌギ、ヤマザクラなどの植栽や張り芝工事などを行う工事、及び唐古池の西側約2,000平方メートルを第2期公園整備工事として、二次造成、園路及び唐古池の池柵の整備などを行う工事のそれぞれの契約を結んだ旨の報告を受けたものであります。

次に、その他事項といたしまして、去る10月5日午後2時から、楼閣の西側あたりにおいて、北小学校の6年生を対象として弥生時代の大型建物の柱を建てる体験学習を行った旨の報告を受けたものであります。

また、委員会からは、史跡公園について有効に活用ができるよう検討する旨の要望を行いました。

以上、当委員会で審査されました経過等につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

- ○議長(辻 一夫君) 清掃工場建設検討特別委員会委員長、7番、竹邑議員。 (7番 竹邑利文君 登壇)
- ○7番(竹邑利文君) 議長のご指名によりまして、清掃工場建設検討特別委員会を 代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成27年田原本町議会第4回定例会におきまして、清掃工場建設検討特別委員

会を去る12月8日午後1時より開催し、全委員の出席のもと、理事者を始め関係 部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申 し上げます。

付託案件はございませんが、新焼却施設建設並びに中継施設建設の進捗状況についての報告を受けたところでございます。

まず、やまと広域環境衛生事務組合が施工しております新焼却施設建設については、現在、工場棟、管理棟エリアの地下部、一部工場棟エリアの上部駆体工事に着手されており、計画どおりの進捗状況であるとのこと。中継施設建設については、本年11月末に無事竣工したところであり、平成29年4月の本格稼働時に支障なく対応できるよう管理に努めるとの報告を受けたところであります。

以上、当委員会において審査されました経過報告等につきましてご報告申し上げ、 委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(辻 一夫君) 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

それでは、ただいまから各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

# (「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ないようでございますので、これにて質疑を打ち切ります。 これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。4番、森議員。

(4番 森 良子君 登壇)

○4番(森 良子君) 議長のお許しをいただきまして反対討論をさせていただきま す。

田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に対して反対意見を述べさせていただきます。なお、関連する議第50号、議第51号の議案にも反対いたします。

いわゆるマイナンバー制度は、国が決めたことだから、それに従うだけと言って しまえば、それまでのことですが、私はどうしても納得できません。莫大な費用と 労力をかけてしまう、この制度、自治体の職員も大幅な作業量と精神的な負担がか かってきていることと思います。そして住民に対しては、果たしてどれだけのメリ ットがあるものか疑問です。

マイナンバーは、海外では「国民総背番号制」と言われ、国民を監視する制度として、あるいは情報漏えいの犯罪大国化する危険がある制度として悪名は高く、ドイツほかアメリカや韓国など複数の国で憲法違反判決が出たりしています。イギリスでは人格権の侵害として撤回されています。日本ではプライバシー権侵害で、5つの地方裁判所で違憲訴訟が起こっているし、いろいろな手を使った詐欺行為もあちこちで出ています。そもそも番号の漏えい自身が原理的に防げないということは政府も認めています。

週刊ダイヤモンド7月18日号では、「セキュリティに穴はないのか。残念ながら、ないとは言えない。漏れる穴は主なものだけでも2カ所想定される。地方自治体と民間企業だ」と言われています。

このように地方自治体の責任は非常に重いものです。本町は漏えいなど一切の問題もなく実施できるのでしょうか。万が一問題が起こったら収拾できますか。住民や国民が不安や疑問を感じ、納得しきれていない今の状態で実施することは混乱を招くばかりだと思います。もっと時間をかけ、裁判の行方など、しっかり見届けるなど、国民が十分理解してからのことだと思います。これは番号制度自体の問題であり、危険をなくすには制度を廃止すべきであり、今回の議案には反対いたします。ありがとうございました。

○議長(辻 一夫君) ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- ○議長(辻 一夫君) 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。 (「ありません」と呼ぶ者あり)
- ○議長(辻 一夫君) ないようでございますので、これにて討論を打ち切ります。 それでは、これより採決に入ります。

報第16号、平成27年度田原本町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決され

ました。

続きまして、議第45号、平成27年度田原本町一般会計補正予算(第4号)を 採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告 どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第46号、平成27年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。 委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第47号、平成27年度田原本町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員 長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第48号、田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第49号、田原本町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

### (挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第50号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を 採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告 どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

### (挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第51号、田原本町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり 決することに賛成諸君の挙手を求めます。

### (挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第52号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員 長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

#### (挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました報第16号より議第52号までの 9議案については、すべて議了いたしました。

#### 閉会中の継続審査について

○議長(辻 一夫君) お諮りいたします。それぞれの委員長より審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご 異議ございませんか。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長の申し出 どおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。 以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。よって、本定例 会は本日をもって閉会といたします。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は去る3日に開会し、本日まで7日間の長きにわたり、終始熱心に慎重に審議を賜り、会期中、町長の逮捕により町長不在の事態となりましたが、すべての重要議案を議了でき得ましたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今後、町長不在の期間が生じますが、理事者におかれましては、職務代理者を中心に、住民の皆様の生活支障が生じないことを最優先に、町政運営に取り組んでいただきますようお願いする次第でございます。

さて、今年も残すところわずかとなり寒さも日ごとに増してまいりました。皆様におかれましては、お体に十分ご留意され、今後とも町政発展にご尽力いただきますことをお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

# 町長職務代理者閉会挨拶

○議長(辻 一夫君) それでは閉会にあたりまして、町長職務代理者より挨拶を受けることにいたします。町長職務代理者。

#### (町長職務代理者 石本孝男君 登壇)

○町長職務代理者(石本孝男君) 議長のお許しをいただきまして、平成27年田原本町議会第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず初めに、このたび町政を預かる町長が道路交通法違反容疑で逮捕という事態 になりましたことにつきましては、議員の皆様をはじめ、町民の皆様方の信頼を損 なうこととなりましたことは誠に遺憾であり、大変ご迷惑、ご心配をおかけいたし ましたこと、改めましてお詫び申し上げます。

また、この件につきまして、町民の皆様より寄せられましたご批判、ご意見につきましては真摯に受け止めまして、今後、私をはじめ職員一同、道路交通安全に関

する法令の遵守の徹底はもとより、行政の信頼回復に努めてまいりたいと存じてお ります。

なお、行政上の事務手続、事務の停滞を招かぬよう本日付けで私が地方自治法第 152条第1項に基づき町長の職務を代理して、当分の間行うこととなりましたので、よろしくお願いいたします。

さて、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る12月3日から本日までの長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりご議決、ご同意、ご承認いただきましたことにつきまして厚く御礼申し上げます。

また、会期中の本会議並びに委員会審議を通じまして賜りましたご意見、ご要望 等につきましては、今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたい と考えている次第でございます。

これから、更に厳しい寒さに向かう季節でございますが、議員各位におかれましてはご自愛をいただきまして、幸多き新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げます。あわせまして、今後とも町政の進展と地域の活性化への取り組み等に、なお一層のご理解、ご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(辻 一夫君) それではこれにて閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時35分 閉会

# 地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 辻 一 夫

田原本町議会副議長 森 井 基 容

田原本町議会議員 小 走 善 秀

田原本町議会議員 吉川博一

田原本町議会議員 阪東 吉三郎